

広島高速道路公社建設工事低入札価格調査制度事務取扱要綱

(平成18年2月1日)

[沿革] 平成21年 5月27日 改正

平成25年10月 1日 改正

平成27年 3月18日 改正

令和元年 6月14日 改正

令和5年 1月13日 総務部長通達第3号改正

令和7年12月 1日 総務部長通達第5号改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱の適用を受ける建設工事のうち、競争入札による工事に係る入札において、低価格入札があった場合の事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「調査基準価格」とは、広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第37条の規定により設定した金額をいう。

2 この要綱において「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る入札をいう。

3 この要綱において「低価格入札者」とは、低価格入札を行った者をいう。

(適用対象工事等)

第3条 この要綱は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が400万円以上の工事に適用する。

(調査基準価格の記載)

第4条 理事長は、予定価格調書の作成にあたり、入札書比較価格が記載された行の下に具体的金額を「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「調査基準価格の100/110 〇〇円」と記載しておくものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 理事長は、一般競争入札については入札公告により、指名競争入札については指名通知等により、次のことを記載して、入札参加者へ周知するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 低価格入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(3) 低価格入札者は必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 低価格入札者は、別に定める「建設工事競争入札に係る低入札価格調査マニュアル」（以下「マニュアル」とする。）に基づく調査に協力すべきこと。

(5) マニュアルに基づく調査の結果、別に定める「建設工事競争入札に係る適正な履行確保の基準」のすべてを満たさない場合は、落札者とならないこと。

(6) 第10条に規定する低価格入札者と契約する場合の措置の概要

(入札の執行)

第6条 入札の結果、低価格入札が行われた場合には、入札者に対して「広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第38条に基づき、調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知又は連絡する。」旨を告げて入札を終了する。

(調査の実施等)

第7条 理事長は、低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であるかどうかを具体的に判断するため、入札の終了後、マニュアルに基づいて直ちに調査を行うものとする。

2 理事長は、前項の調査を行っても、なお疑問の残る入札価格については、低価格入札者に対して、さらに次の内容を調査するものとする。

(1) 経営状況

取引金融機関及び保証会社等への照会

(2) 信用状態

建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況等

(3) 当公社において過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事に係る契約締結年月日、工事名及び成績状況

(4) その他必要な事項

(委員会の審議)

第8条 理事長は、前条に規定する調査を実施したときは、低入札価格調査表(別紙様式)を作成し、工事費内訳書その他低価格入札者が提出した資料を添えて、広島高速道路公社建設工事競争入札調査委員会設置要領第1条に規定する広島高速道路公社建設工事競争入札調査委員会(以下「委員会」という。)に送付するものとする。

2 委員会は、必要な審議を行い、その結果を書面に残すものとする。

(委員会の意見に基づく落札者の決定等)

第9条 理事長は、前条第2項の規定により表示された委員会の結論をしん酌して落札者を決定する。

2 理事長は、前項の決定の後、落札者と決定されている者に対しその旨を通知するとともにその他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を当該請求を行った入札者に通知するものとする。

(低価格入札者と契約する場合の措置)

第10条 低価格入札者を落札者として契約を締結するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 契約保証の額は、契約金額の10分の3以上とすること。

(2) 建設業法で定められた専任の監理技術者又は主任技術者を配置する工事においては、監理技術者又は主任技術者とは別に入札公告又は設計図書において、監理技術者又は主任技術者の要件として定めた資格と同一の資格(経験を除く)を有する技術者を専任で1名現場に追加配置すること。ただし、共同企業体は代表構成員から追加配置すること。

(3) 契約不適合責任の存続期間については、工事目的物の引渡しを受けた日から4年以内(設備機器本体等の場合には2年以内)に延長されること。

(4) 広島高速道路公社建設工事請負契約約款第43条又は第44条の規定による解除が行われた場合の、請負者が支払うべき違約金の額は契約金額の10分の3に相当する額とすること。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。ただし、平成25年10月1日以降に競争入札に付し平成26年3月31日までに引き渡しを受ける予定の建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。ただし、施行日以降に競争入札に付し令和元年9月30日までに引き渡しを受ける予定の建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この通達は、令和5年1月13日から施行する。

附 則

この通達は、令和7年12月1日から施行する。